

○ 放送法施行規則(新旧対照表昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

第二百二十三条 第二百五条第二項、第一百二十二条及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

第二百二十三条 第二百五条第二項、第一百二十二条及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2| 第四百四条、第一百七条第三項、第一百八条、第一百二十二条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものを除く。)について適用しない。

3| 第四百四条及び第六百六条から第四百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものに限る。)について適用しない。

4| 第一百七条第三項、第一百八条第二項、第一百二十二条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式(受信した電波を復調及び変調せず増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。)の中継局への送信に係る中継回線設備については適用しない。

5| 第二百五条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局(空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局を除く。以下この条において同じ。)への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものを除く。)について適用しない。

6| 第二百五条第二項、第一百六条、第一百七条及び第一百九条から第十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局(空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局を除く。以下この条において同じ。)への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものに限る。)について適用しない。

3| 第二百五条第二項、第一百六条、第一百七条及び第一百九条から第十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備(人工衛星に設置されるものに限る。)について適用しない。

7| 第四百四条、第一百七条第三項、第一百八条、第一百二十二条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局(空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局を除く。以下この条において同じ。)への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものに限る。)について適用しない。

規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

8| 第七十七条第三項、第八十条第二項、第一百二十二条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

9| 第五十五条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

第二款 設備の報告等

第二百二十四条 (略)

(報告を要する重大な事故)

第二百五十五条 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 (略)

3 法第二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局(地上基幹放送をする放送局をいう。))の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。))の無線設備にあつては空中線電力三ワットを超えるもの(非再生中継方式の中継局にあつては空中線電力五〇ワットを超えるもの)に限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

4| 第五十五条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

第二款 設備の報告等

第二百二十四条 (略)

(報告を要する重大な事故)

第二百五十五条 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 (略)

3 法第二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局(地上基幹放送をする放送局をいう。))の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)